

総務財政委員会 案件一覧

(令和 8 年 7 月 21 日開催分)

○付託議案審査 4 件

部局	(案) 上 程 順	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
経営部 企画	1	第 76 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算 (第 3 次)	1	高野 財政課長
総務部	2	第 77 号議案 大田区公共工事に係る特別措置に関する条例を廃止する条例	1	武藤 経理管財課長
議員提出議案	3	議員提出第 2 号議案 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第 1 項の規定に基づく区長の専決処分について	1	えびさわ 委員
		議員提出第 3 号議案 大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部を改正する条例	2	

総務財政委員会
令和8年7月21日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

令和8年度補正予算案の概要

一 般 会 計 （第3次）

令和8年7月

大田区企画経営部財政課

目 次

1 基本的な考え方	1
2 補正予算の規模	1
3 補正予算の財源	1
4 補正予算歳出事業概要	2
5 歳入・歳出（款別）一覧	4
6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	6
7 債務負担行為補正	7
8 積立基金の状況	8

1 基本的な考え方

令和8年度一般会計第3次補正予算案につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

- 社会経済状況を踏まえた物価高騰対策に資する予算
- 区民生活の安全・安心を守る対策の充実に資する予算
- 第2次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した結果、今回の補正予算案の規模は、3億1,953万7千円 となり、補正後の予算額は、3,715億609万7千円 となりました。

(単位：千円)

会計区分	当初予算額	既定予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	368,523,847	371,186,560	319,537	371,506,097

3 補正予算の財源

補正予算額 3億1,953万7千円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **国庫支出金**について、母子家庭等対策総合支援事業費 5,221万3千円を計上しました。
- ② **都支出金**について、地方創生臨時交付金、雨水流出抑制事業補助等 1億3,874万7千円を計上しました。
- ③ **繰入金**について、財政基金繰入金、産業のまち未来基金繰入金 1億2,857万7千円を計上しました。

(単位：千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	319,537	125,155	190,960	3,422	194,382

4 補正予算歳出事業概要

(単位：千円)

事業名	主要内容	補正額
-----	------	-----

3 福祉費 148,123

1	障害福祉サービス等に 係る支援事業	障害福祉サービス事業者への物価高騰対策助成事業に係る経費	5,866
2	介護事業者支援事務費	介護サービス事業者への物価高騰対策助成事業に係る経費	37,701
3	介護福祉施設サービス事業	区立特別養護老人ホームにおける物価高騰対策助成事業に係る経費	1,876
4	通所介護事業	区立高齢者在宅サービスセンターにおける物価高騰対策助成事業に係る経費	400
5	おおた子どもの生活 応援プラン推進事業	こども食堂推進事業の拡充	19,820
6	物価高騰に係る保育 施設運営費補助事業	保育サービス事業者への物価高騰対策助成事業に係る経費	24,463
7	ひとり親家庭に対す る援助	ひとり親家庭等臨時給付金事業	57,997

5 産業経済費 7,044

1	中小企業融資	中東情勢の影響を受ける中小企業等への融資を支援する利子補給制度の創設	7,044
---	--------	------------------------------------	-------

6 土木費 43,004

1	道路等維持補修	街路樹健全度調査事業の増	9,039
2	道路等清掃	街路樹等剪定事業の増	32,084
3	公園等の維持管理	公園樹木点検事業の増	1,881

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
-----	------	-----

7 都市整備費 73,143

1	防犯灯設置助成事業	防犯灯設置助成事業の拡充	10,000
2	雨水浸透枳等設置助成事業	止水板設置助成事業の増	63,143

9 教育費 48,223

1	私立幼稚園等振興事業	幼稚園設置者への物価高騰対策助成事業に係る経費	1,843
2	学校給食費補助（小学校費）	学校給食費無償化における物価高騰支援に係る経費	31,811
3	学校給食費補助（中学校費）	学校給食費無償化における物価高騰支援に係る経費	14,569

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	2 次補正後 予算額	3 次補正額	3 次補正後 予算額
1 特別区税	91,612,247	91,612,247		91,612,247
2 地方譲与税	1,943,001	1,943,001		1,943,001
3 利子割交付金	1,635,000	1,635,000		1,635,000
4 配当割交付金	2,663,000	2,663,000		2,663,000
5 株式等譲渡所得割交付金	4,315,000	4,315,000		4,315,000
6 地方消費税交付金	22,824,000	22,824,000		22,824,000
7 自動車取得税交付金	1	1		1
8 環境性能割交付金	1	1		1
9 地方特例交付金	851,000	851,000		851,000
10 特別区交付金	89,687,000	89,687,000		89,687,000
11 交通安全対策特別交付金	61,000	61,000		61,000
12 分担金及び負担金	873,850	873,850		873,850
13 使用料及び手数料	8,632,170	8,632,170		8,632,170
14 国庫支出金	65,405,006	66,763,442	52,213	66,815,655
15 都支出金	34,053,835	34,090,203	138,747	34,228,950
16 財産収入	2,705,234	2,705,234		2,705,234
17 寄附金	533,495	533,495		533,495
18 繰入金	17,337,407	18,600,316	128,577	18,728,893
19 繰越金	2,000,000	2,000,000		2,000,000
20 諸収入	8,391,600	8,396,600		8,396,600
21 特別区債	13,000,000	13,000,000		13,000,000
合 計	368,523,847	371,186,560	319,537	371,506,097

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	2次補正後 予算額	3次補正額	3次補正後 予算額
1 議会費	1,159,881	1,159,881		1,159,881
2 総務費	51,337,959	51,371,413		51,371,413
3 福祉費	181,314,211	183,681,621	148,123	183,829,744
4 衛生費	11,520,679	11,774,528		11,774,528
5 産業経済費	8,746,868	8,754,868	7,044	8,761,912
6 土木費	25,182,536	25,182,536	43,004	25,225,540
7 都市整備費	10,903,709	10,903,709	73,143	10,976,852
8 環境清掃費	14,353,588	14,353,588		14,353,588
9 教育費	60,694,438	60,694,438	48,223	60,742,661
10 公債費	1,840,882	1,840,882		1,840,882
11 諸支出金	969,096	969,096		969,096
12 予備費	500,000	500,000		500,000
合 計	368,523,847	371,186,560	319,537	371,506,097

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	2次補正後 予算額	3次補正額	3次補正後 予算額
一般財源	227,379,512	228,634,421	125,155	228,759,576
特別区税	91,612,247	91,612,247		91,612,247
地方譲与税	1,943,001	1,943,001		1,943,001
特別区交付金	89,687,000	89,687,000		89,687,000
その他	44,137,264	45,392,173	125,155	45,517,328
特定財源	141,144,335	142,552,139	194,382	142,746,521
使用料及び手数料	8,632,170	8,632,170		8,632,170
国庫支出金	65,405,006	66,763,442	52,213	66,815,655
都支出金	34,053,835	34,090,203	138,747	34,228,950
特別区債	13,000,000	13,000,000		13,000,000
その他	20,053,324	20,066,324	3,422	20,069,746
合 計	368,523,847	371,186,560	319,537	371,506,097

歳出（性質別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	2次補正後 予算額	3次補正額	3次補正後 予算額
義務的経費	162,275,286	164,231,407	57,000	164,288,407
人件費	49,229,459	49,229,459		49,229,459
扶助費	111,209,329	113,165,450	57,000	113,222,450
公債費	1,836,498	1,836,498		1,836,498
投資的経費	57,421,625	57,429,625	72,143	57,501,768
建設費等 （建設費補助等含む）	56,688,023	56,696,023	72,143	56,768,166
公有財産購入費	733,602	733,602		733,602
その他	148,826,936	149,525,528	190,394	149,715,922
合 計	368,523,847	371,186,560	319,537	371,506,097

7 債務負担行為補正

追 加

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
大田区中小企業融資（中東情勢対策資金）借受者に対する利子補給	令和９年度 ～ 令和16年度	大田区中小企業融資（中東情勢対策資金）借受者に対する利子額の全部	1. 事業目的 中東情勢対策資金融資借受者に対し利子額の全部を補助し、その軽減を図る。 2. 補給利子 借受者が融資取扱金融機関に支払った利子額の全部

変 更

（単位：千円）

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
補正後 大森西二丁目複合施設建設工事（第2期）	令和９年度 ～ 令和12年度	4,126,386	1. 事業目的 大森西二丁目複合施設建設工事（第2期） 2. 事業内容 経費 4,126,386 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 4,126,386 3. 契約締結年度 令和 8 年度
補正前 大森西二丁目複合施設建設工事（第2期）	令和９年度 ～ 令和11年度	3,615,751	1. 事業目的 大森西二丁目複合施設建設工事（第2期） 2. 事業内容 経費 3,615,751 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 3,615,751 3. 契約締結年度 令和 8 年度
補正後 馬込第三小学校及び（仮称）室生犀星資料館改築その他工事	令和９年度 ～ 令和12年度	10,728,769	1. 事業目的 馬込第三小学校及び（仮称）室生犀星資料館改築その他工事 2. 事業内容 経費 12,915,050 { 本年度予算計上額 2,186,281 来年度以降債務負担額 10,728,769
補正前 馬込第三小学校及び（仮称）室生犀星資料館改築その他工事	令和９年度 ～ 令和12年度	10,697,498	1. 事業目的 馬込第三小学校及び（仮称）室生犀星資料館改築その他工事 2. 事業内容 経費 12,883,779 { 本年度予算計上額 2,186,281 来年度以降債務負担額 10,697,498
補正後 東調布中学校改築工事（第1期）	令和９年度 ～ 令和11年度	7,860,074	1. 事業目的 東調布中学校改築工事（第1期） 2. 事業内容 経費 9,724,833 { 本年度予算計上額 1,864,759 来年度以降債務負担額 7,860,074
補正前 東調布中学校改築工事（第1期）	令和９年度 ～ 令和10年度	6,199,928	1. 事業目的 東調布中学校改築工事（第1期） 2. 事業内容 経費 8,064,687 { 本年度予算計上額 1,864,759 来年度以降債務負担額 6,199,928

8 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和7年度末 現在高見込 (8年3月31日現在)	令和8年度					
		当初予算		既定予算後 現在高見込	今回補正		今回補正後 現在高見込
		積立	取崩		積立	取崩	
財政基金	41,055,467	276,582	7,351,517	37,266,100		125,155	37,140,945
減債基金	688,071	692,513		1,380,584			1,380,584
特定目的基金	81,370,673	2,108,069	9,591,295	73,879,447		3,422	73,876,025
公共施設整備資金 積立基金	45,297,542	317,979	8,500,000	37,115,521			37,115,521
羽田空港対策積立基金	2,754,635	513,579	666,000	2,602,214			2,602,214
文化振興基金	470	4		474			474
自転車等駐車場整備資金 積立基金	147,287	9,620		156,907			156,907
地域力応援基金	88,126	730	19,590	69,266			69,266
福祉事業積立基金	265,244	2,201		267,445			267,445
新空港線整備及びまちづ くり資金積立基金	11,790,833	1,097,640	122,000	12,766,473			12,766,473
勝海舟基金	14,043	114	4,497	9,660			9,660
防災対策基金	15,235,456	117,907	191,104	15,162,259			15,162,259
子ども生活応援基金	160,464	1,319	6,674	155,109			155,109
大学等進学応援基金	222,238	1,816	7,500	216,554			216,554
産業のまち未来基金	5,390,050	45,124	73,930	5,353,244		3,422	5,349,822
みどり基金	4,287	36		4,323			4,323
計	123,114,212	3,077,164	16,942,812	112,526,132		128,577	112,397,555
介護給付費準備基金	5,300,181	38,400	787,797	4,550,784			4,550,784
合 計	128,414,393	3,115,564	17,730,609	117,076,916		128,577	116,948,339

※ 表示単位未満を四捨五入しているなど、合計等が一致しない場合があります。

※ 財政基金の既定予算後現在高見込は、財政基金条例第2条第1項の規定による積立4,540,477千円が含まれています。

第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第3次）の編成替えを求める動議

第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第3次）について、区長はこれを撤回し、下記事項を原案に追加し、再提出することを要求する。

上記の動議を提出する。

令和8年7月21日

総務財政委員長 えびさわ 圭介 様

提 出 者
清 水 菊 美

記

歳入

18款 繰入金

今回編成替えを行う歳出項目の財源とするため、1項基金繰入金を583,012千円増額する。

歳出

3款 福祉費

寿祝金贈呈事業を実施するため、3項高齢福祉費を10,599千円増額する。

5款 産業経済費

工場等家賃助成を実施するため、1項産業経済費を200,000千円増額する。

9款 教育費

小学校校外授業・移動教室費用助成を実施するため、2項小学校費を110,269千円増額する。

中学校校外授業・移動教室・修学旅行費用助成を実施するため、3項中学校費を262,144千円増額する。

総務財政委員会 令和 8 年 7 月 21 日
総務部 資料 1 番
所管 経理管財課

大田区公共工事に係る特別措置に関する条例を廃止する条例について

1 廃止理由

本条例は、建設主要資材の著しい高騰等異常な事態が発生し、公共工事の実施に支障があると認めるとき、これに対応するため区長が特別の措置を講ずることができるものである。しかしながら、建設主要資材の著しい高騰などに対しては、インフレスライド条項の適用、労務単価特例措置に加え、令和 5 年度に整備した単品スライド条項の運用取扱いなど、さまざまな方策による対応が可能となり、本条例はその役目を終えていると認められるため。

2 廃止する条例

別紙のとおり

3 施行日

公布の日

廃止する条例

○大田区公共工事に係る特別措置に関する条例

昭和48年12月28日

条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、大田区が施行する公共工事について、その適正かつ円滑な実施を図るための特別措置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(特別措置)

第2条 区長は、建設主要資材の著しい高騰等異常な事態が発生し、公共工事の実施に支障があると認めるときは、これに対応するため特別の措置を講ずることができるものとする。

2 特別措置の対象範囲、実施時期及び方法等必要な事項は、区長が定める。

3 特別措置は、予算の範囲内で行うものとする。

(他の条例の適用の特例)

第3条 特別措置の対象となる公共工事の請負契約に対して大田区議会の議決に付すべき契約、財産または公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「契約の一部変更により、当初定められた契約金額の100分の5以内」とあるのは「当初定められた契約金額」と読み替えるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づく区長の専決処分について

1 提案理由

区長が専決処分することができる事項として、議会の議決を経た契約の一部の変更に係る事項を加えるため。

2 区長が専決処分することができる事項

- (1) 区が起こす訴えであって、その訴訟の目的の価額が500万円以下のもの
- (2) 区が当事者である和解で、その目的の価額が500万円以下のもの
- (3) 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下のもの
- (4) 住居表示の実施及びこれに関連して行われる町名変更に伴い、区の施設若しくは事務所の位置又は所管区域等の形式的変更に関する関係条例の改正
- (5) 大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条又は第3条の規定により議会の議決を経た契約に係る当該契約金額の100分の5以内の増減及び当該契約の期間又は期限の変更。ただし、令和12年3月31日までの間、当該契約金額の増減については、100分の10以内とする。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 その他

平成27年3月5日議決の「地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づく区長の専決処分について」は、廃止する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づく区長の専決処分について
(平成27年区議会議決) 新旧対照表

新	旧
○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第180条第1項の規定に基づく区長の 専決処分について <u>令和8年 月 日</u> 区議会議決 次の事項は、区長が専決処分することができる。 1 区が起こす訴えであって、その訴訟の目的の価額が500万円以下のもの 2 区が当事者である和解で、その目的の価額が500万円以下のもの 3 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下のもの 4 住居表示の実施 <u>及び</u>これに関連して行われる町名変更に伴い、区の施設若しくは事務所の位置又は所管区域等の形式的変更 <u>に関する関係条例の改正</u> 5 <u>大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条又は第3条の規定により議会の議決を経た契約に係る当該契約金額の100分の5以内の増減及び当該契約の期間又は期限の変更。ただし、令和12年3月31日までの間、当該契約金額の増減については、100分の10以内とする。</u> なお、<u>平成27年3月5日</u>議決の「地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づく区長の専決処分について」は、廃止する。	○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第180条第1項の規定に基づく区長の 専決処分について 平成27年3月5日 区議会議決 次の事項は、区長が専決処分することができる。 1 区が起こす訴えであって、その訴訟の目的の価額が500万円以下のもの 2 区が当事者である和解で、その目的の価額が500万円以下のもの 3 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下のもの 4 住居表示の実施 <u>並びに</u>これに関連して行われる町名変更に伴い、区の施設若しくは事務所の位置又は所管区域等の形式的変更 <u>に関し、関係条例を改正すること。</u> <u>(追加)</u> なお、<u>昭和40年9月28日</u>議決の「地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項に基づく区長の専決処分について」は、廃止する。

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

契約の変更に係る区長の専決処分に係る規定を廃止するため、条例を改正する。

2 改正概要

第4条（区長の専決処分）を削り、第5条を第4条とする。

3 施行日

公布の日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）

新旧対照表

新	旧
○大田区議会の議決に付すべき契約、 財産又は公の施設に関する条例 昭和39年4月1日 条例第5号 第1条から第3条まで（略） （削除） （特別議決を要する公の施設） <u>第4条</u> 公の施設の廃止又は10年を超える 期間にわたって独占的な利用をさせようと する場合で、地方自治法第244条の2第2項 の規定により、議会において出席議員の3 分の2以上の者の同意を得なければならな いものは、次のとおりとする。 （1） 公園 （2） 体育館 <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	○大田区議会の議決に付すべき契約、 財産又は公の施設に関する条例 昭和39年4月1日 条例第5号 第1条から第3条まで（略） <u>（区長の専決処分）</u> <u>第4条 前2条により契約を締結した場合 において契約の一部の変更により、当初定 められた契約金額の100分の5以内の増額 又は減額の必要があると認めたとき、並び に期間又は期限の延長の必要があると認め たときは、区長はこれを専決処分すること ができる。</u> <u>2 区長は、前項の専決処分をしたときは、 次の会議において議会に報告しなければなら ない。</u> （特別議決を要する公の施設） <u>第5条</u> 公の施設の廃止又は10年を超える 期間にわたって独占的な利用をさせようと する場合で、地方自治法第244条の2第2項 の規定により、議会において出席議員の3 分の2以上の者の同意を得なければならな いものは、次のとおりとする。 （1） 公園 （2） 体育館